

令和7年度 一般社団法人奥四万十高知
総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業委託業務仕様書

1. 委託事業名

令和7年度 一般社団法人奥四万十高知 総合観光情報誌での奥四万十プロモーション制作事業

2. 目的

一般社団法人奥四万十高知（以下「当法人」といいます。）では、奥四万十エリアの各市町の主な見どころや名所、グルメなどを紹介する観光ガイドブックを作成し、各所に設置・配布を行っています。現在の観光ガイドブックで足りていない情報の補完および奥四万十エリアのブランディング強化が必要と考えています。

そこで本業務では、「須崎市」「津野町」「梶原町」「中土佐町」「四万十町」の5市町で構成される「奥四万十」地域の魅力を一つの観光エリアとして、観光振興による地域活性化を図るため、全国的に知名度の高い総合観光情報誌のブランドとそのノウハウを活用し、当該地域の歴史・文化・自然・食・イベントなど多様な魅力を発信するための総合観光情報誌（観光ガイドブック）を制作します。これにより、高知県中西部・奥四万十エリアのブランディング強化、観光誘客の促進、地域の活性化を図ります。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年1月31日（土）まで

4. 委託業務内容

奥四万十エリア内の5市町における観光資源（歴史・文化・自然・食・イベント等）の総合観光情報誌制作（企画・構成、取材、編集、印刷）を行うこと。なお、プロポーザルにおける提案内容を踏まえ、当法人と協議の上、内容を決定するものとする。

- 1) 奥四万十エリアの5市町の観光資源について、全国的な知名度の高い総合観光情報誌（観光ガイドブック）のブランドやノウハウを活用して制作すること。
- 2) 各市町における観光資源および観光施設の魅力が十分に伝わり、旅行前（旅マエ）および旅行中（旅ナカ）の情報として有益な内容となっていること。
- 3) 20～30代の若年層や小さなお子様連れのご家族、旅行にアクティブなシニア層にも興味を持って手に取っていただけるような企画・構成であること。
- 4) 通年を通じた訴求力を持たせるとともに、秋～冬の観光需要が落ち込む時期にも来訪意欲を促すような内容とすること。
- 5) SNS（Facebook、Instagram等）で二次使用しても問題のない内容とすること。
- 6) 観光ガイドブックの内容は、特定の有効期限を設けず、複数年にわたって継続的に使用可能な構成とすることが望ましい。

- 7) 取材にあたっては、関係法令に基づく撮影許可申請および、誌面に登場する法人・個人等に関する撮影・掲載許諾の取得を、受託者の責任において適切に行うこと。
- 8) 取材に関する以下の各事項は、すべて委託料に含むものとする
 - ア. 資料、素材の収集
 - イ. 肖像権や著作権に関する手続き
 - ウ. 受託者が手配する出演者・協力者等への交渉および許諾取得。また、それに係る出演料、交通費、謝礼等の費用の負担

5. 仕様

- 規格 : A4判あるいは類似判型・フルカラー
用紙 : マットコート紙
ページ数 : 8ページ以上（表紙・裏表紙含む）
発行部数 : 10,000部以上

6. 成果物

- ・総合観光情報誌（観光ガイドブック）：10,000部以上
 - ・版下電子データ（PDF形式）
 - ・電子ブック版（PDF形式）
 - ・写真データ収録DVD：1枚（情報誌に使用した写真データ（取材時に撮影したものを含む））
- 納入期限：令和7年12月26日（金）
納品先：一般社団法人奥四万十高知（〒785-0503 高知県高岡郡津野町永野257）

7. 見積限度額

4,000,000円（消費税を含む）を上限とする。

8. 費用に係る要件

委託料は、本業務に要する一切の費用を業務完了後に支払うものとする。

9. 著作権および二次利用等

- ・この委託業務の成果物に係る著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い、委託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。
- ・受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
 - 1) 成果物を利用して委託者の業務を実施すること。
 - 2) 本契約により作製される成果物及びその他の権利、並びに作製される成果物の二次利用にあたって必要な権利関係等については、別途協議により定める。
- ・受託者は、委託者に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

- ・委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- ・受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得なければ、成果物の内容を公表してはならない。
- ・受託者は、成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りではない。
- ・受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものではないことを保証する。
- ・委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない時は、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。但し、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

10. その他

- ・本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整すること。
- ・本事業を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- ・個人情報に関わるデータを取り扱うときは、高知県の「個人情報取扱特記事項」(別紙参照)を遵守すること。